

# 人権チェックリスト



平成31年

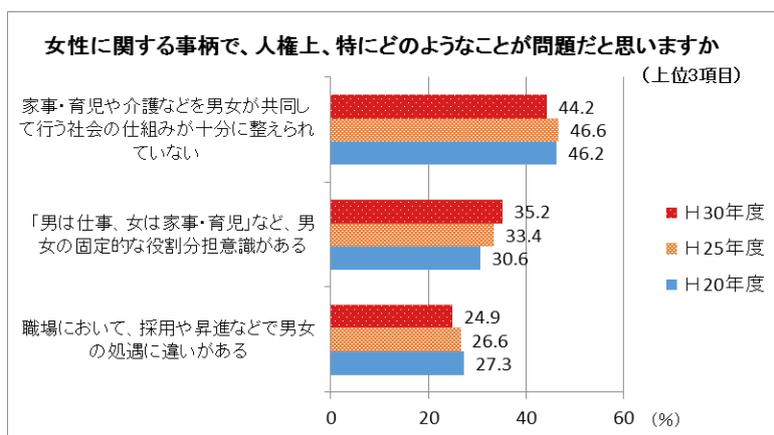
3月号

## 女性の活躍を推進しましょう。

昭和61年に男女雇用機会均等法が施行され、職場における男女の差別が禁止され、平成11年には男女共同参画社会基本法が施行されました。さらに、平成28年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性活躍推進法が完全施行され、女性の活躍に向けた取組が社会に広がりつつあります。

しかし、いまだに女性が就職や登用の場面で、個人の適性・能力とは関係なく“女性だから”という理由だけで、不利益を被る場合があります。例えば、男女間の処遇の格差や賃金の格差が存在しています。

また、平成30年度人権に関する県民意識調査によると、女性の人権について、「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」「男は仕事、女は家事・育児など、男女の固定的な役割分担意識がある」と考えている人の割合が高くなっています。



## チェック

女性の活躍を推進するために、まずは企業のトップ自らが旗を振り組織の改革を進めること、また、女性管理職を積極的に登用する環境を作ることや性別に関係なく労働内容に見合った平等な賃金体系の確立、有給休暇の取得促進など、女性の能力を十分に発揮できる取組や働きやすい職場環境を整備することが必要です。

また、社会における男性優位意識や男女の固定的な役割分担意識等の解消を図っていく必要があります。

男女が互いに人権を尊重し、性別に関係なく、個性と能力を発揮できる社会を築いていきましょう。

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

